

## 盛岡市広告掲載要綱

(平成17年2月9日 市長決裁)

改正 平成27年3月31日

(趣旨)

第1 この要綱は、市が保有する資産（市が所有するほか、契約によりその使用を認められたものを含む。以下「市有資産」という。）を広告媒体として利用し、民間事業者等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2 市有資産への広告掲載は、市有資産の有効活用により自主財源を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として行うものとする。

(定義)

第3 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙、刊行物及び印刷物

イ 市が管理するウェブページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる市有資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間事業者等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(基本原則)

第4 市有資産に掲載する広告の基本原則は、消費者の保護、地域の社会及び経済の健全な発展、市民生活の向上等を図るため、次のとおりとする。

(1) 公正で誠実なものであること。

(2) 広告の相手方に不利益を与えないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

(5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

(広告の掲載基準)

第5 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

(1) 政治活動、宗教活動又は選挙に関するもの

(2) 意見広告、名刺広告等個人の宣伝に類するもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業に関する広告その他これに類するもの

(4) 消費者に不利益を与えるおそれがあるもの

(5) 青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）において規制される業種そ

その他これに類するもの

- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 社会問題についての主義主張を行うもの
- (8) 法令に違反しているもの及び違反行為を助長するおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めたもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載をすることができない業種又は事業者、広告の内容、その他の広告掲載の適否を判断するための具体的な基準は、市長が別に定める。

(広告を掲載することができる者の範囲)

第6 広告を掲載することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 市内に本社又は営業所を有する会社法人、医療法人、企業組合等及び個人事業主等
- (2) 国、政府機関、地方公共団体、独立行政法人等
- (3) 市内に事務所を有する公益法人

2 前項第1号に掲げるものの広告については、広告媒体の広告掲載枠に余裕があるとき又は市長が認めるときに限り、広告掲載をすることができる。

(広告媒体の選定及び事務の所管)

第7 広告媒体を所管する部局の長（以下「所管部長」という。）は、広告掲載を行う広告媒体を定め、当該広告媒体にかかる事務を所管する。

(広告の規格、募集等)

第8 広告の規格、掲載位置、広告の募集及び選定の方法等は、広告媒体ごとに所管部長が定める。ただし、広告の募集は、この要綱及び関係する規定に基づいて募集要項又はこれに類するもの（以下「募集要項等」という。）を作成した上で行うものとする。

(広告審査会)

第9 広告の募集、広告の内容等に関し、必要な審査を行うため、広告媒体ごとに広告審査会を設置する。

2 広告審査会の会長は、所管部長とし、会長以外の構成員その他広告審査会の組織については、会長が別に定める。

3 広告審査会の会議は、会長が必要と認めたときに会長が召集する。

(広告内容の承認等)

第10 広告審査会において広告内容の審査を行う際は、広告を広告媒体に掲載しようとするもの（以下「応募者」という。）から広告の図案及び当該図案に係る資料の提出を求め、これらに基づいて審査を行うものとする。この場合において、広告審査会の開催が困難なときは、回議により広告審査会の審査に代えることができる。

2 市長は、前項の広告審査会の審査結果を参考とし、掲載を適当と認める広告について広告掲載を承認するものとする。

3 市長は、広告の掲載を不相当と認めるときは、広告の審査を受けた応募者に対し、広告掲載不承認通知書により通知するものとする。

(掲載の優先順位の原則)

第11 広告媒体に広告を掲載する民間事業者等（以下「広告主」という。）の選定に当たっては、価格競争によることを原則とする。ただし、価格競争により難しい場合又は広告取扱業者を契約の相手方とし、当該業者が別途広告主を募集する場合には、公共性及び地域性の高い広告を優先的に掲載するものとし、その際の掲載可否の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 国、政府機関、地方公共団体その他これに類するもの、海上運送法（昭和24年法律第 187号）、道路運送法（昭和26年法律第 183号）、航空法（昭和27年法律第 231号）、鉄道事業法（昭和61年法律第 92号）等に基づき事業免許を受けている運輸関係機関、水道、ガス、電気等の供給関係機関、新聞、ラジオ、テレビ等の公的報道機関及び銀行、信用金庫、農協、漁協等の金融機関である広告主が掲載する広告のうち、市民生活に及ぼす影響が大きく、他の広告に優先して掲載する必要があると市長が認めたもの

(2) 市長が定める期間内において広告を掲載しようとする広告媒体に掲載したことのない広告主の広告

(3) 前2号に掲げる広告以外の広告 2 前項第1号の規定の適用を受けようとする広告主は、第7第1項に規定する原稿に係る資料に添えて、同号の規定の適用を受けようとする理由等を記載した書面を提出しなければならない。

2 広告掲載に係る予定価格を設定する場合は、広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管部長が財政部長に協議して定めるものとする。

(譲渡等の禁止)

第12 広告主又は広告取扱業者は、広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(掲載広告に関する責任)

第13 広告媒体に掲載した広告に関する責任は、全て広告主が負うものとする。

2 市長は、広告の内容について、この要綱及び関係する規定並びに募集要項等に違反しているおそれがある旨の通報があったとき又はおそれがあると見込まれたときは、広告主に当該広告の内容について事実を確認するものとする。

3 市長は、前項の確認の結果、広告の内容に虚偽の事項、第三者の権利を害する事項等の不適切な内容が含まれていることが明らかとなったときは、広告掲載の取消し等の必要な措置を講ずるものとする。

4 前項の措置に必要な費用は、広告主の負担とする。

(広告が掲載された物品等の提供者の募集及び選定)

第14 所管部長は、第2の目的に資するため、広告が掲載された物品等の提供者（広告掲載により当該物品の製作費用等を賄い、市へ無償で提供する民間事業者等をいう。以下同じ。）を募集することが

できる。

- 2 広告が掲載された物品等の提供者の募集及び選定については、当該物品等をこの要綱の広告媒体とみなして、第10から第13までの規定を適用する。
- 3 広告が掲載された物品等の提供に関する、所有権、著作権等の権利関係は、個別事案ごとに契約書等で定める。ただし、法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 4 広告が掲載された物品等の所有権を市に移転する場合は、広告掲載の契約によるものとし、寄附行為とはしないものとする。

(民間事業者等からの企画提案の募集)

第15 所管部長は、第2の目的に資するため、第7の規定にかかわらず、広告媒体を特定せずに広告事業に関する企画提案を民間事業者等から募集することができる。

(実施期日)

第16 この要綱は、平成17年2月9日から実施する。